

四国における情報伝達手段の整備 -ICTによる地域の防災力の向上-

平成26年9月2日
四国総合通信局
無線通信部長
大野 真

四国総合通信局の平成26年度目標

「四国の元気と安全をICTでつくります」

「四国の元気」をつくるため、超高速ブロードバンド等の未整備エリアの解消に取り組むとともに、スマートデバイス、ビッグデータ、オープンデータ、IoT(モノのインターネット)、新たな無線システム等の新しいICTを積極的に活用した地域の課題解決を促します。

特に、四国のコンテンツの国内外への発信、年度内の地デジの完全移行に向けた取組を実施します。

「四国の安全」をつくるため、南海トラフ巨大地震に備え、地方公共団体及び通信・放送事業者に対し、災害時の情報伝達手段の強化を促すとともに、青少年のインターネット適正利用や不法・違法無線局撲滅に向けた取組を推進します。

特に、避難所の無線LAN整備や民放ラジオの難聴解消等の新事業を実施します。

1 ICT基盤の整備と利活用の促進

- (1) ICT基盤と利用環境の整備
- (2) ICTの利活用による地域の活性化
- (3) 年度内の地デジの完全移行

2 安心・便利な電波利用の促進

- (1) 無線システムの強靱化・高度化
- (2) 携帯ネットワークの整備・高度化
- (3) 無線局免許の電子申請の利用促進

3 良好な電波利用環境の整備

- (1) 不法・違法無線局の撲滅
- (2) 電波利用に関するリテラシー向上等

4 ICTによる地域の防災力向上

- (1) 地方公共団体の災害時の情報伝達手段の強化
- (2) 通信・放送事業者等の防災対策の強化

南海トラフの巨大地震による被害想定など

○南海地震

100～150年周期で発生
昭和21年の南海地震から70年経過

○発生確率

今後30年以内で60～70%
(平成24年8月発表)

○震度予測(四国)

震度6強以上 97%の市町村
(約6割の市町村は、震度7)

○被害想定(四国)

死者:約9.6万人
負傷者:約15万人
避難者:約140万人

(参考) 東日本大震災の被害

死者:約1.9万人(行方不明含む)
負傷者:約6千人
避難者:約40万人(ピーク時)

(出典)警察庁 緊急災害警備本部

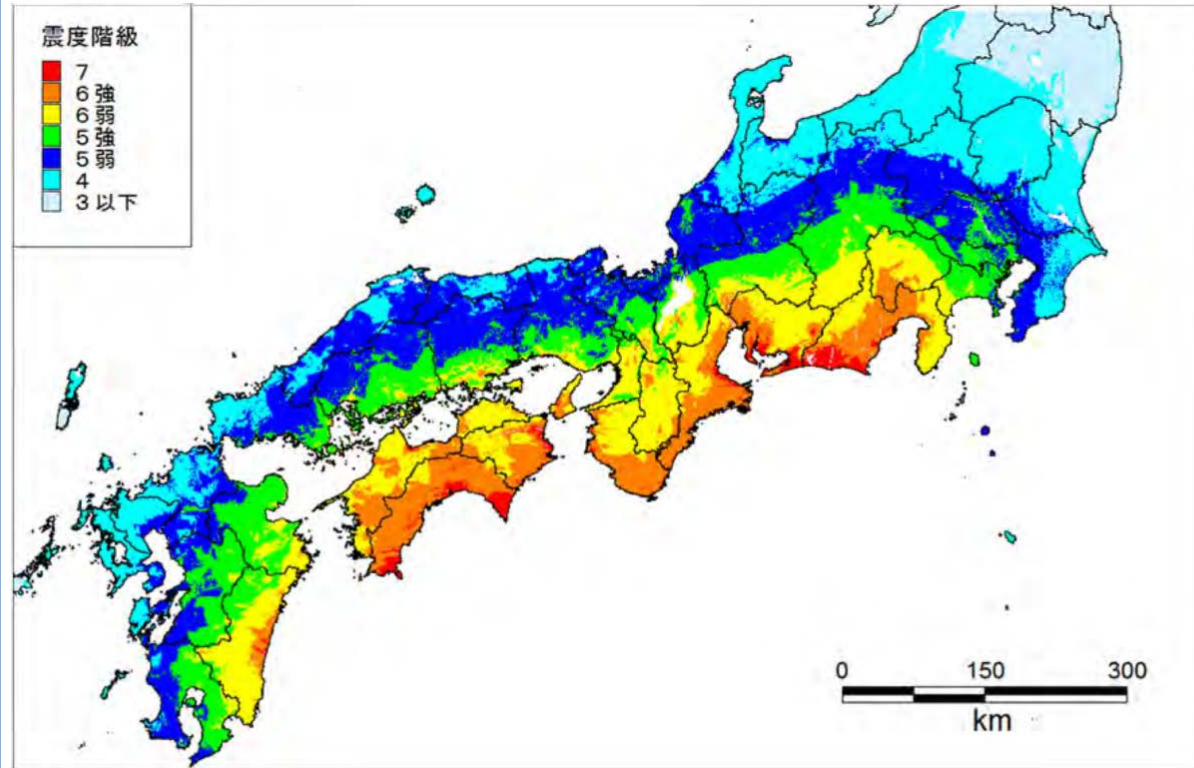


図5.6 震度の最大値の分布図

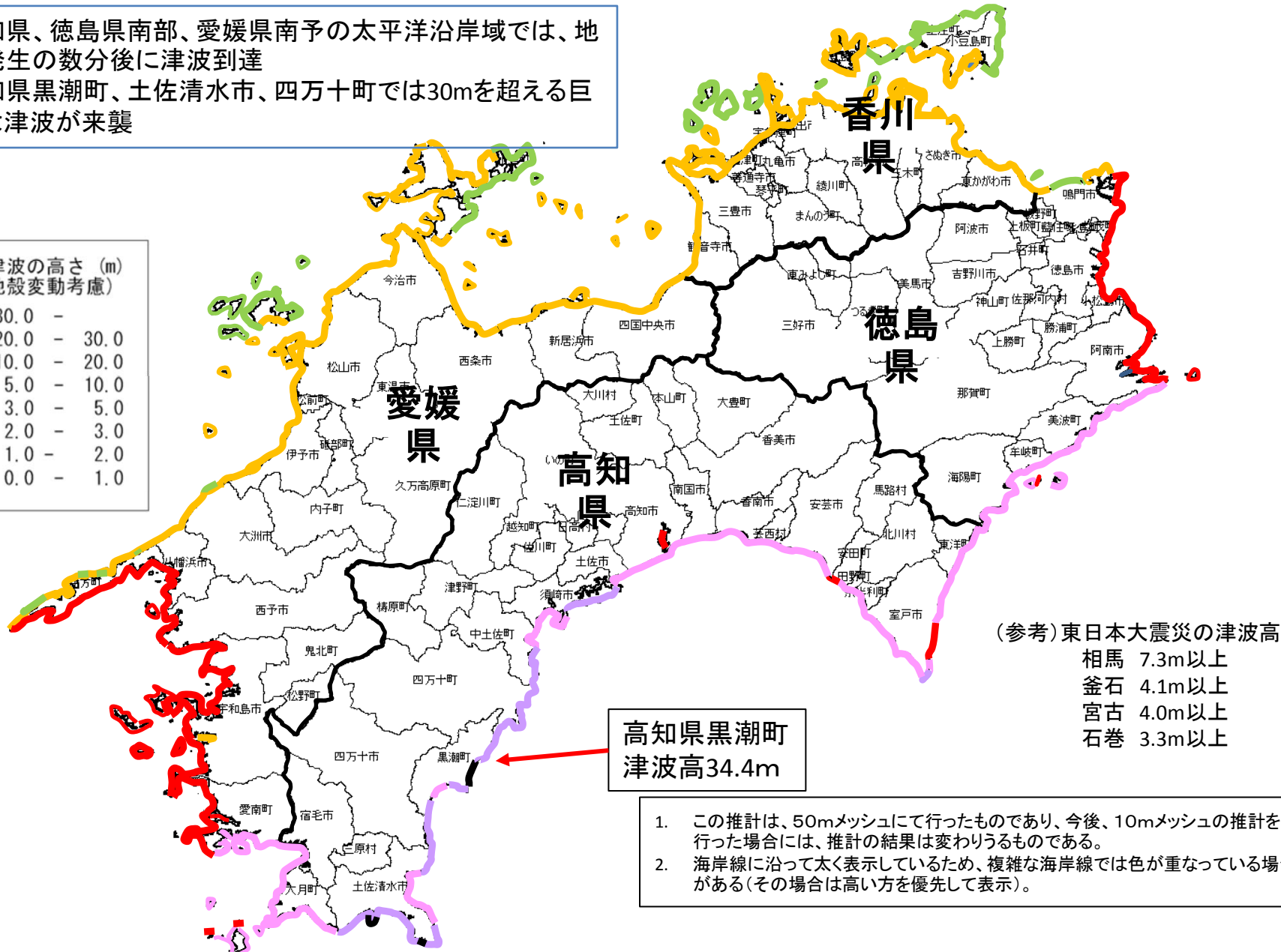
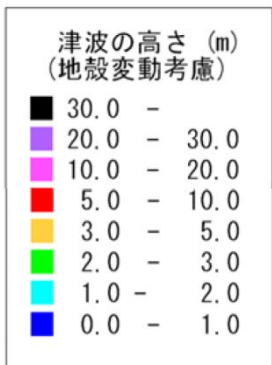
強震波形4ケースと経験的手法の震度の最大値の分布

(出典)南海トラフの巨大地震モデル検討会(内閣府)
(第二次報告:平成24年8月29日発表)

南海トラフの巨大地震による最大クラスの津波高＜満潮位＞

(平成24年8月、南海トラフ巨大地震対策検討WG公表による)

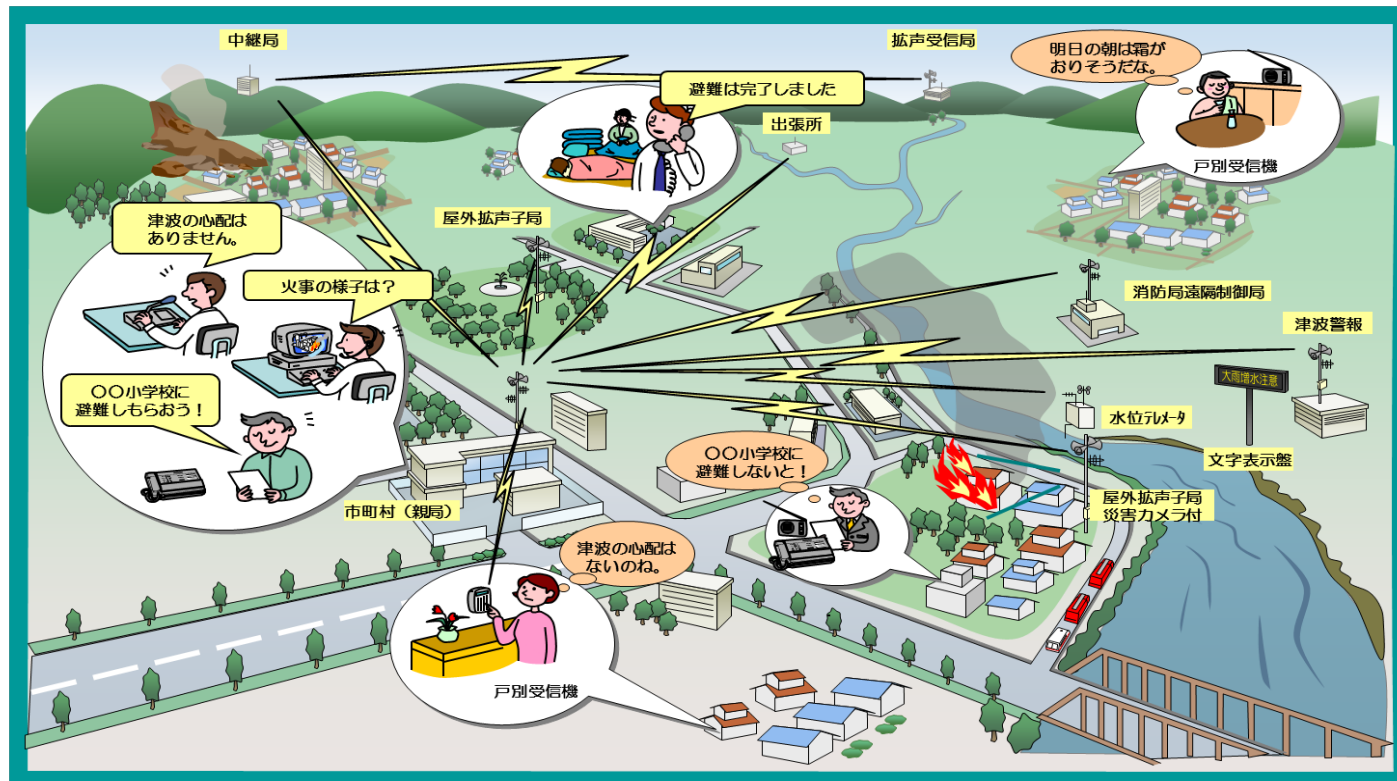
高知県、徳島県南部、愛媛県南予の太平洋沿岸域では、地震発生の数分後に津波到達
高知県黒潮町、土佐清水市、四万十町では30mを超える巨大な津波が来襲



1-1 防災行政無線等の整備

防災行政無線は、県及び市町村の防災担当者が災害情報を迅速に収集・把握し、地域住民や防災関係機関等に的確に伝達する有効な手段であり、防災通信の中核となっています。

四国総合通信局では、耐災性に優れ住民に的確な防災関係情報が伝達できる防災行政無線の普及と周波数の有効利用、音声とデータの同時送信やパソコンとの親和性による高度な利活用が可能となるデジタル方式への移行を促進しています。



1-3 防災行政無線の限界



【宮城県南三陸町：防災行政無線の親局があった防災庁舎（全壊）】

東日本大震災に伴う大津波の際に、南三陸町では防災行政無線による非難の呼びかけにより住民の命が救われたことが語り草になっている。

その裏では

大津波により親局機能を失ってしまったため、その後、避難住民に対する情報伝達手段を失ってしまった。

このことから

避難住民に対する複数の情報伝達手段を準備しておくことの重要性も示唆した出来事との見方もできる。

災害時の情報伝達手段の整備に対する考え方

■情報伝達手段は多種多様だが、それぞれ一長一短があり、どれか一つを整備しておけば万全ということはない。

■したがって、それぞれの段階に応じて必要な情報伝達手段の多重整備が望ましい。

例えば、

- ① 発災直後には、迅速かつ確実に住民に災害情報等を伝えることのできる手段
- ② 避難段階では、被災住民が孤立化しないように外部と確実に連絡を取り合うことのできる手段

を、それぞれ複数整備しておくことが望まれる。

【多重整備の具体例】

- ・発災直後の情報伝達手段：同報系防災行政無線と緊急速報メール
- ・避難段階の情報伝達手段：衛星携帯電話とソーシャルメディア（ネット接続環境の整備）

■また、いざというときに各種情報伝達手段を円滑に使いこなせるよう、日頃から機能維持や操作の習熟に努めておくことが重要。

2-1 緊急速報メール

【緊急速報メールの概要】

携帯電話事業者では、気象庁から配信される「緊急地震速報」や「津波警報」、地方公共団体から配信される地震や台風などの自然災害に対する警戒情報等住民の安全にかかる「災害・避難情報」、総務省消防庁が全国瞬時警報システム（Jアラート）にて発信する「国民保護に関する情報」を該当する地域の住民等の携帯電話等へ一斉に情報を届けることができます。

※通常の登録制メールと異なり、申し込み不要、マナーモード時も鳴動、回線混雑（輻輳）の影響なしに配信される。

【緊急速報メールの普及促進】

緊急速報メールは、携帯電話やスマートフォンの普及率やカバーエリアを考えると、災害時に緊急情報を伝える手段として優れたものと言えます。

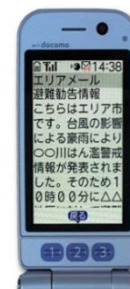
国・地方公共団体



送信内容	
避難情報	土砂災害
津波情報	弾道ミサイル
噴火情報	その他…

契約料：無料

対象エリアのお客さま



月額使用料・通信料：無料

2-2 四国における緊急速報メールの導入状況

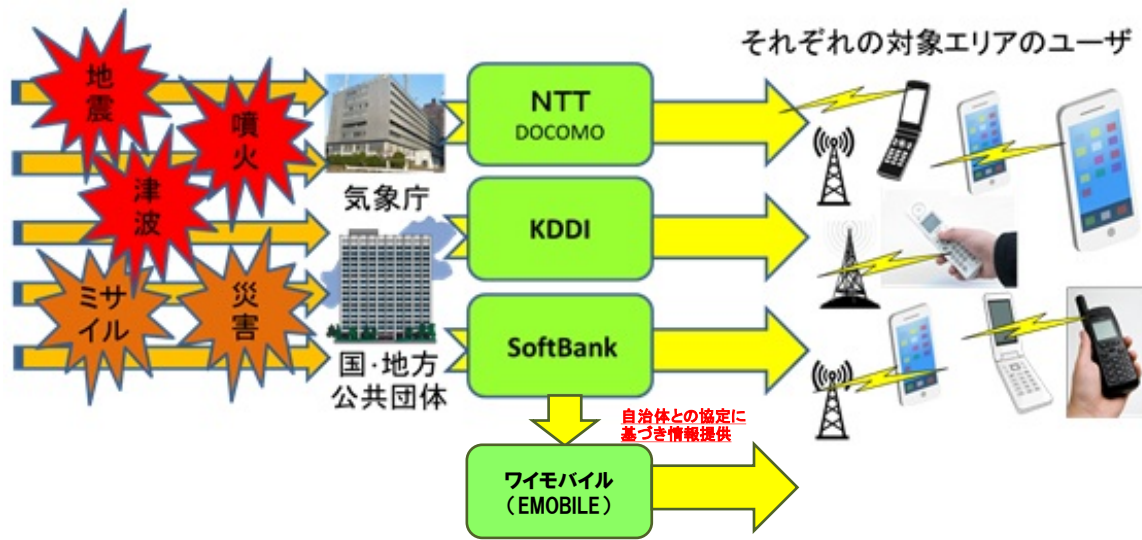
- 平成25年8月1日時点において、市町村の「災害・避難情報」の提供が、住民が契約した携帯電話会社により以下のように異なっていたことから、四国総合通信局は全市町村に対しすべての携帯電話会社と緊急速報メールによる情報提供を行うための協定締結を働きかけることを開始した。
- 働きかけは、直接行うとともに必要に応じ県にも協力を頂きつつ実施した。

NTTドコモ (NTT docomo)	KDDI (au)	ソフトバンクモバイル (SoftBank)
100.0%	89.5%	81.1%

四国における携帯電話会社別協定締結自治体割合(平成25年8月1日時点)



この結果、平成26年6月30日までに四国の95市町村すべてにおいて携帯会社全社^注の緊急速報メールが利用可能となった。

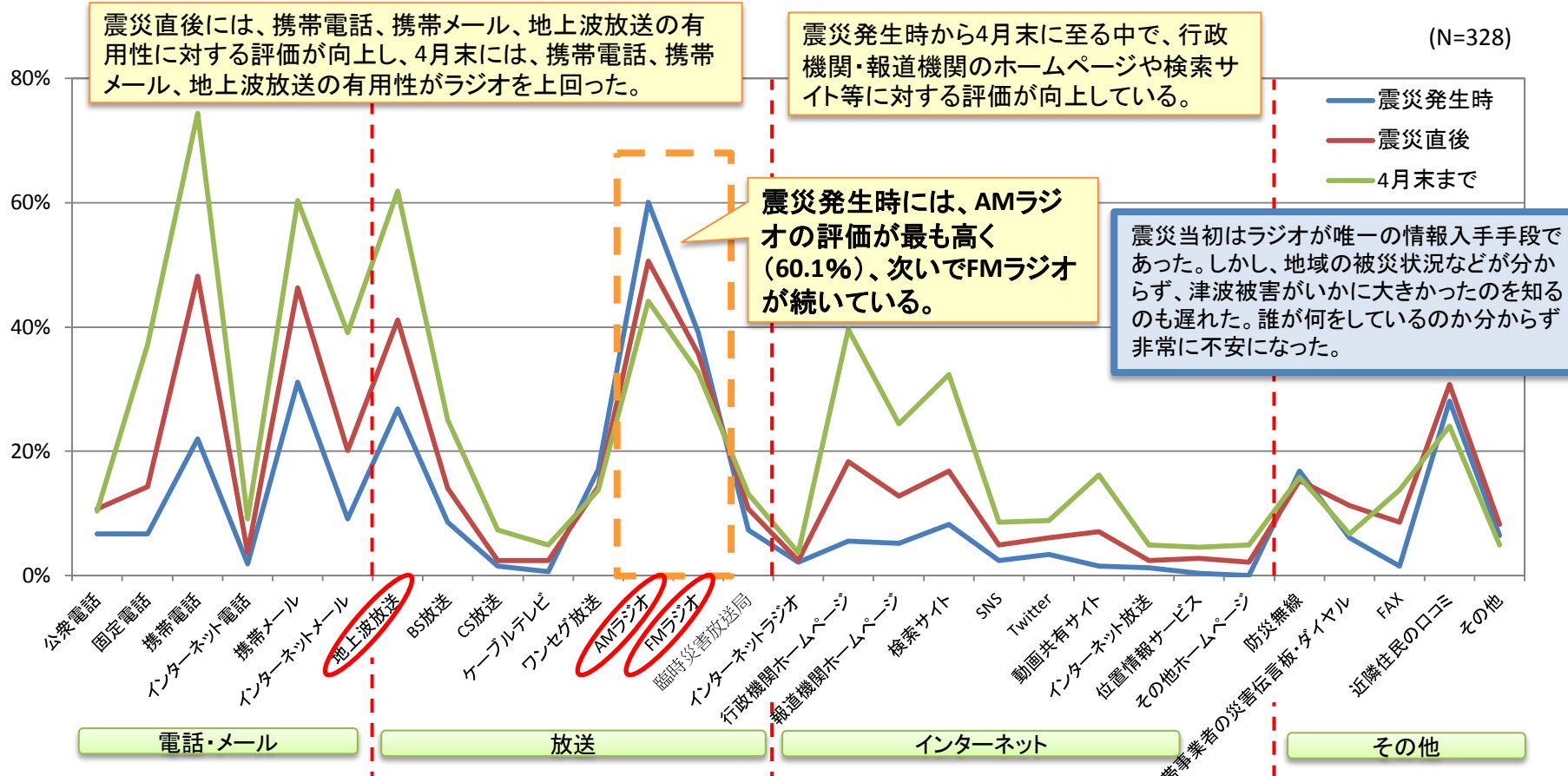


注: 働きかけはNTTドコモ、KDDI及びソフトバンクモバイルの3社に対し実施したが、市町村とソフトバンクモバイルとの協定に基づき、ソフトバンクモバイルからワイモバイルにも情報が提供されワイモバイルでも緊急速報メールが発信されるため、携帯電話4社すべてで利用が可能となった。

3-1 東日本大震災時に利用したメディアの評価

■ 震災発生時は即時性の高いラジオが評価され、震災直後には安否確認等を行うため双方向性を有する携帯電話・メールと、映像を伴う地上テレビが評価されている。その後は、地域性の高い情報を収集可能なインターネットの評価が高まっている。

震災時利用メディアの評価



出典:「災害時における情報通信の在り方に関する調査結果」(総務省)

3-2 コミュニティ放送局と臨時災害放送局

【過去、災害が起きるたびにラジオの役割が見直されてきた。】

ラジオの優位性

- ポータブルな端末。
- 停電に左右されない。

東日本大震災では、停電時に家中の電池をかき集めてラジオを聞いた世帯が多かった。

地域メディアの優位性

- 東日本大震災のように被害が甚大かつ広範囲に渡る場合は、テレビ等のマスメディアでは、地域毎の情報収集と伝達をきめ細かく行うことは困難。
- 地域に密着したメディアが有用。
- ラジオを利用する地域密着メディア = コミュニティ放送局及び臨時災害放送局

【東日本大震災では、多数の臨時災害放送局が活躍。】

臨時災害放送局が伝えた情報

避難情報	どの地域の指定避難所はどこか。 避難所の収容人数は何人か。
救援情報	救援物資はいつ届けられるのか。 自衛隊やボランティアが行う救援活動に関する情報。
安否情報	誰がどの避難所に避難しているか。
復旧情報	道路の開通状況、交通機関の復旧に関する情報。
生活情報	病院・薬局・銀行・スーパー等の開店情報。 電気・ガス・水道等ライフラインの使用可否の情報。
復興情報	新たなまちづくりに関する情報。

3-3 臨時災害用放送局

- ◆免許主体 市町村(都道府県)
- ◆放送内容..... 災害関連情報
- ◆周波数 FM放送の周波数(76MHz~90MHz)
- ◆空中線電力 必要に応じて最小限 10W~100W程度(参考:コミュニティFM放送局は20Wまで)
- ◆免許の期間 被災者の日常生活が安定するまで
- ◆免許の方法 ひとまず電話等の口頭で免許(臨機の措置)。落ち着いてから書類処理

⇒ 類型としては、

- ①既存のコミュニティFM放送局をいったん休止し、その設備を使用して臨時災害対策FM局を開設するケース
- ②市町村(都道府県)が、災害時のみに臨時災害対策FM局を開設するケース

- 東日本大震災において、既存のコミュニティ放送から移行した局は早期に開設できたが、新規に開設した局は、コミュニティ放送局や県域ラジオ局の協力があつたものの、送信所の設置場所の選定、スタジオ、機器、人材、経費等の確保のため、開設までに時間を要した。
- 災害時に際し、自治体による臨時災害放送局の開設が円滑に行われるためには、平時から機器調達方法の検討、設置場所の検討、ノウハウの共有化等を進めることが必要。



4-1 NTT西日本による特設公衆電話の事前設置

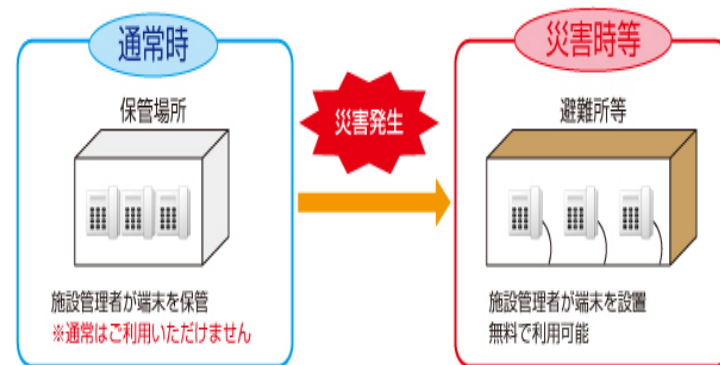
NTT西日本は、平成24年1月8日、平成28年度末までに災害時に避難所で臨時に使用できる特設公衆電話を、同社営業提供区域の全30府県の約1万5千箇所へ34,000台事前設置する方針を明らかにした。H26年3月末現在、設置状況は、約5,600箇所、11,500台となっている。

【特設公衆電話事前設置の考え方】

- 特設公衆電話は、都道府県知事が指定した避難所や都市部における帰宅困難者対策拠点被災地の避難所などに、施設収容人員100人あたり1台を基本として、自治体や施設管理者等と協議して設置台数を決定。
- 特設公衆電話は、臨時に設置し、被災者が無料で使える災害時優先回線。
- 事前設置のための回線工事費は同社が負担し、自治体が電話機を用意する。

四国における設置状況(平成26年3月末現在)

	整備自治体数・割合	設置箇所数	回線数
徳島 (24市町村)	15 62.5%	241	276
香川 (17市町)	7 41.2%	146	211
愛媛 (20市町村)	4 20.0%	61	91
高知 (34市町村)	12 35.3%	119	135
四国 (95市町村)	38 40.0%	567	713

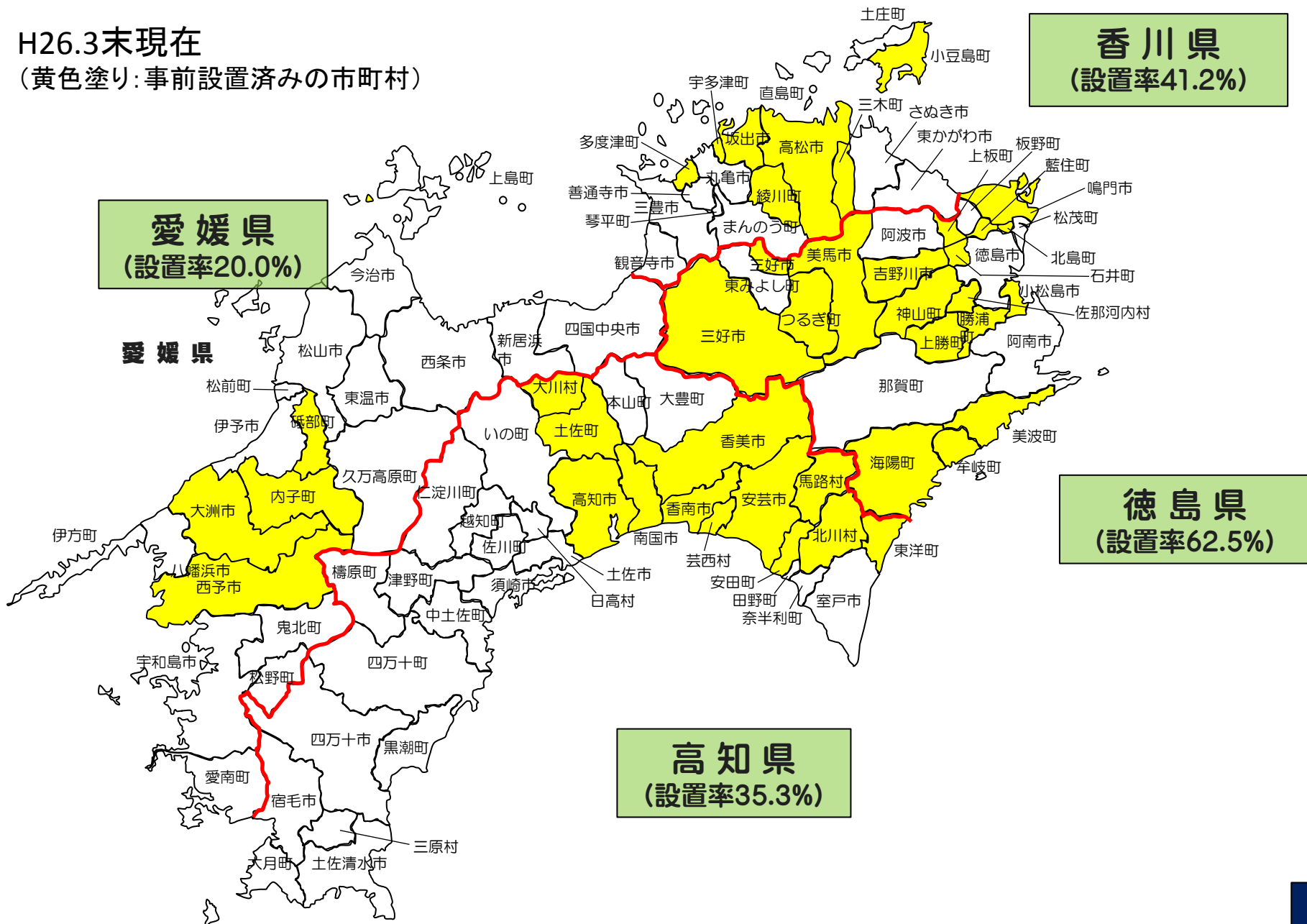


(NTT西日本ホームページから)

4-2 避難所への特設公衆電話の事前設置状況

H26.3末現在

(黄色塗り:事前設置済みの市町村)



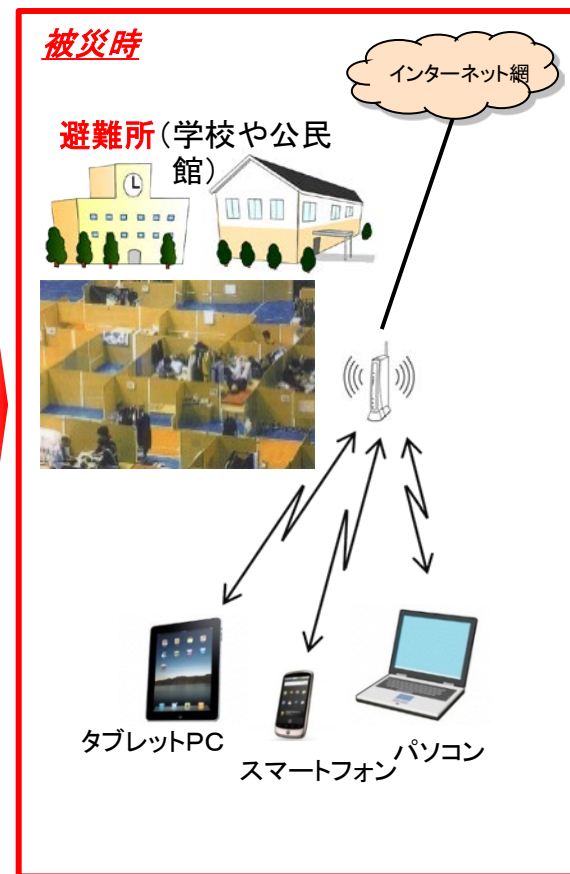
5-1 避難所におけるその他の通信手段の例①:無線LANの整備

東日本大震災の教訓

- 安否情報、生活情報などの提供にツイッターをはじめとするインターネット上のソーシャルサービスが有効活用された。
- 一部の避難所では、電気通信事業者が無線LANの整備やタブレット型PCやスマートフォンを提供することにより、情報発信、情報収集に効果があった。

○非常災害時に避難所などとして使用される施設(学校や公民館など)へ、あらかじめ無線LAN環境を整備。
平常時には、授業や住民のコミュニティ活動などに利用。

○避難所として利用する場合には、救護救援スタッフのほか避難住民へも開放し、避難所からの情報発信、情報収集や緊急連絡手段として活用。

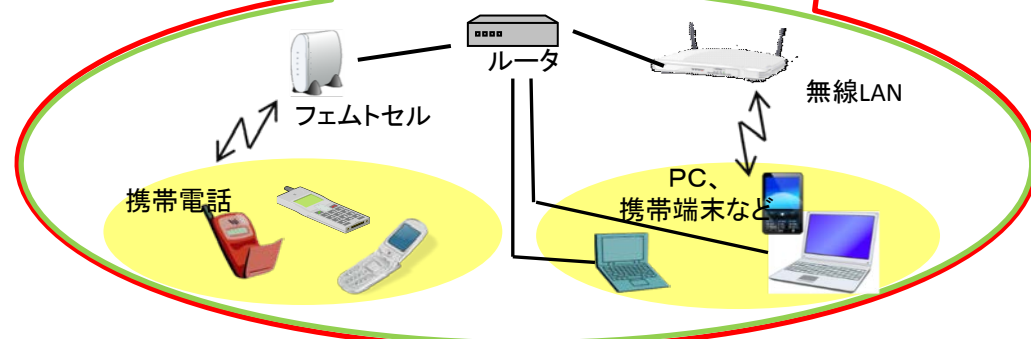
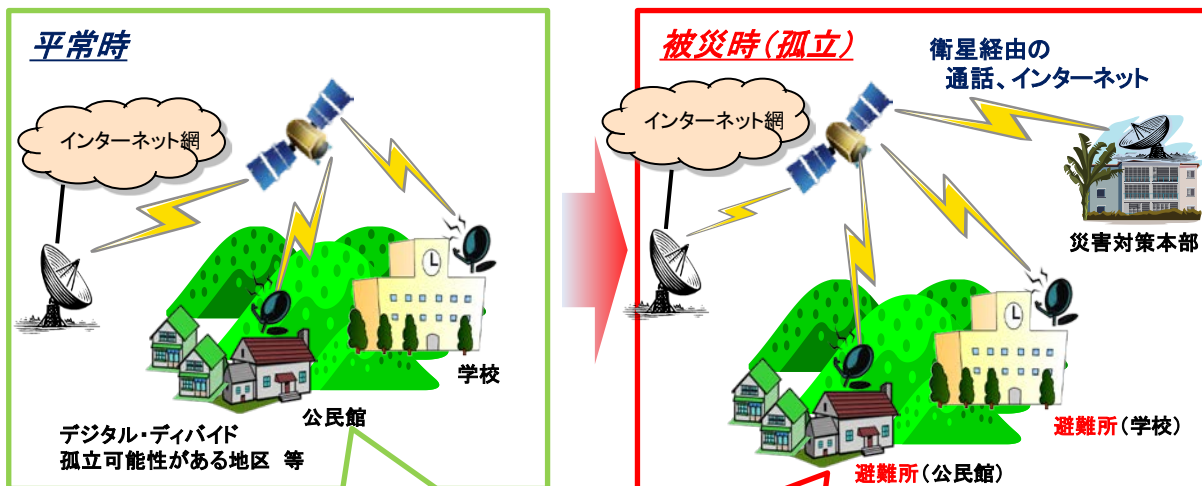


5-2 避難所におけるその他の通信手段の例②:衛星インターネットの整備

東日本大震災等の教訓

- ・ 携帯電話・PHS基地局の機能停止、伝送路断による通信途絶が発生し、代替機能、伝送回線として、衛星回線が威力を発揮。
- ・ 特に避難所等では、当初電話需要が多かったものの時間経過とともにインターネット利用要望が増加。

- 山間地域等のデジタル・ディバイド地区や学校、公民館等公共施設に衛星インターネットを導入し、日常的な通信インフラとして利活用。
- 災害により孤立状態になった場合でも、当該住民にとって重要な通信インフラとして威力を発揮！



平常時は、携帯電話不感エリア解消やインターネットの伝送回線として活用。
被災時は、被災集落、学校・公民館(避難所)と災害対策本部との情報伝達に活用し、併せて避難者は、携帯電話や衛星インターネットを利用。

「災害情報共有システム（Lアラート）」(※)とは、地方公共団体等が発信する災害情報等を1回の入力で迅速・正確・確実に集約・共有し、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様なメディアを通じて、住民向けに一括配信するための共通基盤です。

※ 平成26年7月までは、「公共情報コモンズ」と呼ばれていました。

情報発信主体
(地方公共団体等)

情報を
収集・発信

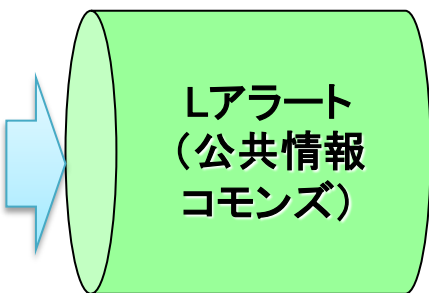
多様なメディア
から情報提供

確実に
伝達

生活者(住民)



データの交換方式を統一



地上波テレビ
ケーブルテレビ

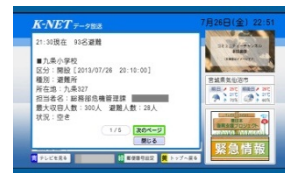
ラジオ
サイネージ

携帯電話
インターネット

地上波テレビでの伝達
(データ放送等)



CATVでの伝達
(データ放送等)



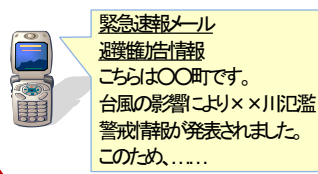
AM・FMラジオでの伝達
(音声、文字等)



サイネージでの伝達
(自販機、街頭等)



携帯電話での伝達
(緊急速報メール等)



インターネットでの伝達
(ウェブ、アプリ等)



- 【地方公共団体】
- ・避難指示、勧告、準備
 - ・避難所情報
 - ・災害対策本部設置情報
 - ・被害情報
 - ・土砂災害警戒情報
 - ・お知らせ(イベント)情報

- (情報発信を検討中)
- ・交通機関運行情報
 - ・通信、電気、ガス、水道等の復旧見通し情報

- ①情報の収集・配信等の機能
- ②データの入出力方式を同じにする機能を有する防災情報通信基盤を構築

(一財)マルチメディア振興センターが運営

6-2 四国における災害情報共有システム（Lアラート）の利用状況

全県でLアラートの運用を開始したのは、全国で二番目。
全県で防災情報の発信を開始したのは、四国が初めて。

愛媛県（平成25年9月1日運用開始）

【情報発信者】

- ・県 参加
- ・全20市町 参加

【情報伝達者】

- ・民放:4社
- ・FM・CFM:3社
- ・CATV:6社
- ・新聞社:1社

県の担当部署:愛媛県県民環境部防災局危機管理課
電話:089-912-2318

香川県（平成26年4月1日運用開始）

【情報発信者】

- ・県 参加
（市町からの情報は県がまとめて一括で発信）

【情報伝達者】

- ・民放:1社

県の担当部署:香川県危機管理総局危機管理課
電話:087-832-3187

全国【情報伝達者】
日本放送協会 参加

高知県（平成26年4月1日運用開始）

【情報発信者】

- ・県 参加
- ・全34市町村 参加

【情報伝達者】

- ・民放:3社
- ・CATV:2社
- ・新聞社:1社

県の担当部署:高知県危機管理部危機管理・防災課
電話:088-823-9311

徳島県（平成26年3月31日運用開始）

【情報発信者】

- ・県 参加
（市町村からの情報は県がまとめて一括で発信）

【情報伝達者】

- ・CATV:1社

県の担当部署:徳島県危機管理部南海地震防災課
電話:088-621-2108

7-1 災害時の情報手段の確保に関する支援実績

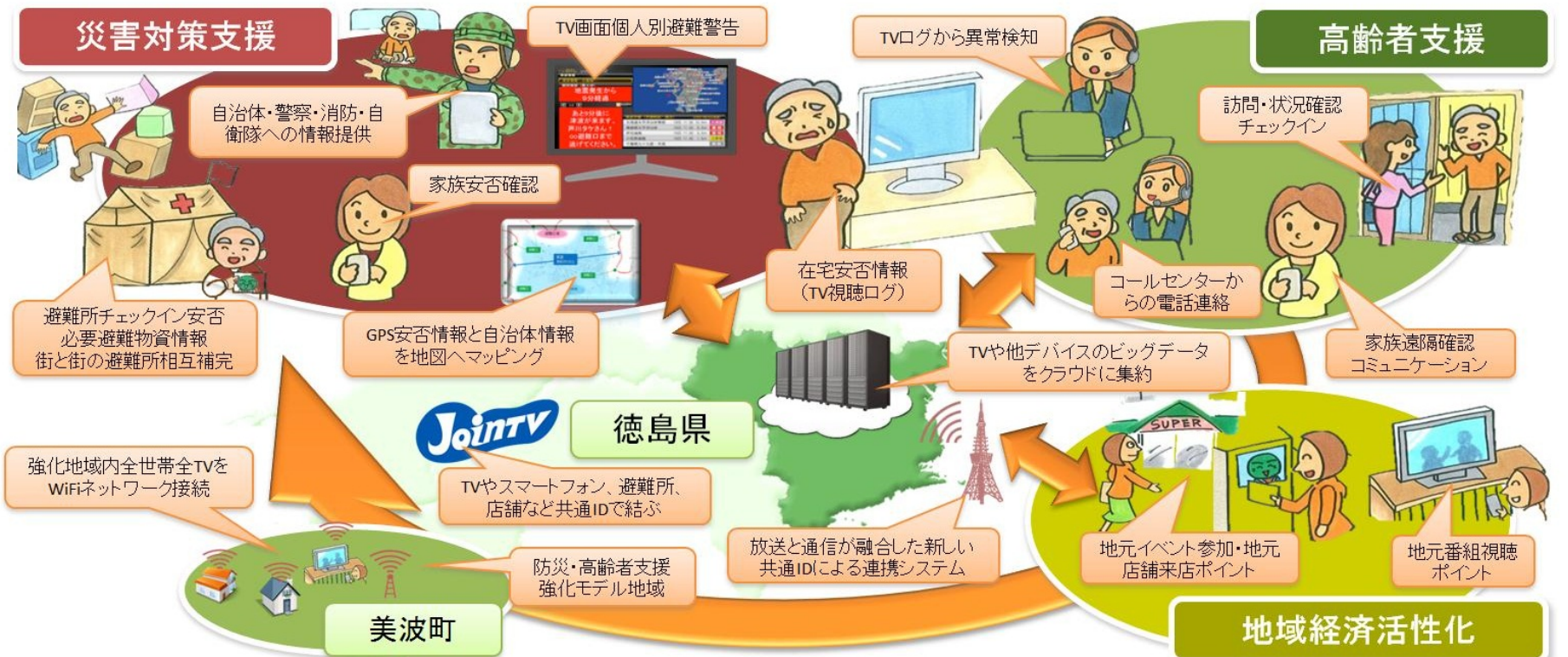
四国における最近の防災対策支援事業

支援事業名	施策の概要	実施主体〔実施エリア〕	現在の状況
地域公共ネットワーク等強靱化事業			
地域公共ネットワーク整備事業	地方公共団体等の所有する地域公共ネットワーク等について、防災上の観点から必要な箇所の無線による多重化や有線迂回路等の整備費用の一部を補助する。	宇和島市〔愛媛県〕 三好市〔徳島県〕	完了（平成24年度補正）
地域ケーブルテレビネットワーク整備事業	地方公共団体等の所有するケーブルテレビネットワークについて、防災目的での伝送路設備の多重化を行い、災害時等に放送・通信が切断されないような情報伝達システム形成に必要な整備費用の一部を補助する。	中讃ケーブルビジョン㈱〔香川県〕 三好市、那賀町、㈱池田ケーブルネットワーク〔以上、徳島県〕	完了（平成24年度補正）
		㈱ハートネットワーク、㈱愛媛CATV、 ㈱四国中央市〔以上、愛媛県〕 土佐市〔高知県〕	
		四万十市〔高知県〕、㈱ハートネットワーク〔愛媛県〕	実施中（平成25年度補正）
防災情報ステーション等整備事業	避難所等に、耐災害性の高い公衆無線LAN環境の整備等を行う地方公共団体等に対し、整備費の一部を補助する。	徳島県、香川県	実施中（平成25年度補正）
放送ネットワーク整備事業	避難情報等確実に住民等へ提供するため、予備放送設備や災害放送設備の整備を行う地方公共団体等に対し、整備費用の一部を補助する。	南海放送㈱、㈱テレビ愛媛、㈱あいテレビ、 ㈱愛媛朝日テレビ〔以上、愛媛県〕	実施中（平成25年度補正）
無線システム普及支援事業			
周波数有効利用促進事業	東日本大震災等を踏まえ、市町村が行う災害の被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化に係る費用の一部を補助する。	香美市〔高知県〕	実施中（平成25年度当初）
		土佐清水市〔高知県〕	実施中（平成25年度第二次）
		香南市〔高知県〕、那賀町〔徳島県〕	実施中（平成26年度当初）
その他			
ICT街づくり推進事業	地域が抱える諸課題の解決等を可能とする「ICTスマートタウン」の早期実現を図り、有事の際の住民、観光客の避難支援、安否確認の仕組みを確立するためのモデル事業を総務省が委託する。	徳島県ほか 松山市ほか、新居浜市ほか〔以上、愛媛県〕	完了（平成24年度補正） 完了（平成24年度補正）
防災情報通信基盤整備事業	避難指示・勧告等の緊急度の高い情報や、災害発生時の被害状況や避難所情報等、各種災害関連情報を地図情報等により集約・共有し、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様なメディアを通じて一括して提供するシステムを地方公共団体が整備する場合に、その費用の一部を補助する。	香川県	完了（平成24年度補正）
		高知県	
宇和島市〔愛媛県〕			

7-2 ICT街づくり推進事業(徳島県)①

放送と通信の融合による、地域力・地域連携を活かした災害に強い徳島プロジェクト

提案者	徳島県、美波町、日本テレビ放送網(株)、四国放送(株)、(学)阿南高専、NPOグリーンバレー、(株)テレコメディア、NTT空間情報(株)
実施地域	徳島県海部郡美波町
事業概要	高齢者支援、災害対策支援、地域活性化という地域が抱える課題を解決するため、放送と通信を融合した「JoinTV」を導入し、住民の身近なデバイスであるテレビやスマートフォンを通じた見守り等の高齢者支援や災害情報の配信等を実現する。



7-3 ICT街づくり推進事業(松山市)②

健康・観光街づくり「スマイル 松山プロジェクト」

提案者	松山市、(株)愛媛新聞社、(株)パイプドビッツ、(株)大栄電機工業、(株)電通西日本、(株)電通、イー・ビー・ヘルス・ケア(株)、(以上、事業コンソーシアム)、愛媛大学、(公財)松山市文化・スポーツ振興財団
実施地域	愛媛県松山市
事業概要	住民の街、観光の街、松山が活力ある街であり続けるために、①健康ICT事業、②観光ICT事業、③減災ICT事業の3つの事業を実施。住民の健康増進を図り、松山をより深く知り関与を深める観光を実現し、また有事の際の住民、観光客の避難支援、安否確認の仕組みを確立して、同市の将来都市像「人が集い笑顔広がる幸せ実感都市まつやま」の実現を目指す。



7-4 ICT街づくり推進事業(新居浜市)③

IDを活用したバリアフリー観光・移動、避難・救護システム

提案者	新居浜市、株式会社ハートネットワーク、慶應義塾大学
実施地域	新居浜市
事業概要	少子高齢化が進み、災害多発地域である観光都市、新居浜市において、バリアフリー観光・移動システム、緊急時・災害時はバリアフリー避難・救護システムとして、利用可能なICTバリアフリーシステムを構築する。行政、地域メディア、コミュニティが一体となった救護体制を整備するとともに、要援護者情報及び援護者情報(消防団員、民生員等)のIDを活用する。

平時

バリアフリー観光・移動システム
 障害者・高齢者に配慮した観光・移動サービスを街全体で提供
バリアフリー健康管理システム
 病院が未設置の離島、山間地における高齢者・障害者の健康管理サービスを提供

観光都市・新居浜市

少子高齢化・災害多発地域
 都市機能、生活機能が分散された都市構造
 (離島・大島、別子山山間地等が存在する複雑な地形構造)

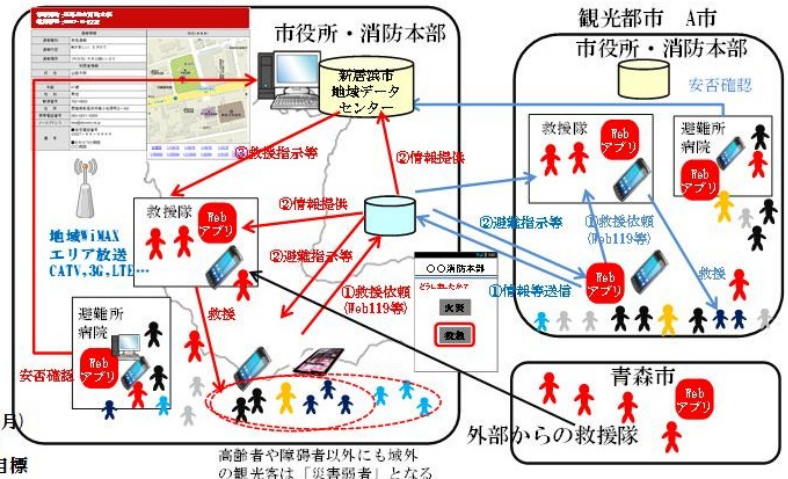
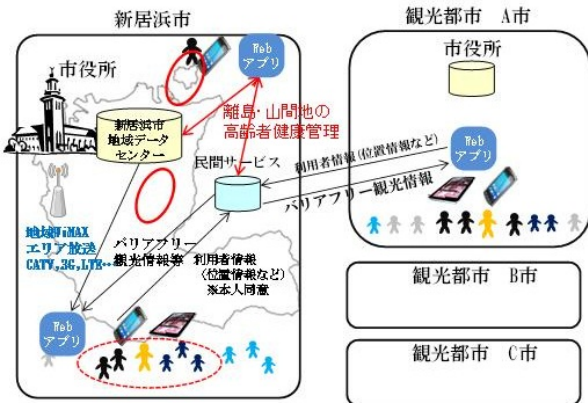
平時と緊急時・災害時の別なくサービスが連続する
 ICTバリアフリーシステムを構築し、高齢者を含むすべての人々に安全で安心できる街をつくる

市外の外来者を対象に！
 安心・安全な観光地に！

緊急時・災害時

バリアフリー避難・救護システム

市内の高齢者・障害者及び外来者へ
 ICTを活用して、地域コミュニティが一体となって街ぐるみで救護体制を提供



- 60歳以上人口が市民の約36%
- 高齢化率：27.9%
- (全国高齢化率：24.6%)
- 入込観光客数(1~12月) 193万人(平成21年度)
- 220万人(平成32年度目標)

■ 新居浜市民 健康者
 ■ 観光客(市外) 健康者
 ■ 介助者
 ■ 新居浜市民 障害者・高齢者
 ■ 観光客(市外) 障害者・高齢者
 ■ 救援隊 (消防本部、民生員等)

8-1 当局の防災対策のPR①:災害対策用移動電源車の貸出について

四国総合通信局では、災害時に停電が発生しても通信設備等が機能停止することのないよう、電源供給することを目的に、移動電源車の貸出を行っています。所要の手続きを行っていただければ貸出に応じます。(申込みの重複等により対応できない場合もあります。)

【四国総合通信局保有の移動電源車:1台(日産エクストレイル)】

車両保管場所	四国総合通信局内(愛媛県松山市)
大きさ	全長約4.7m、全幅約1.8m、全高約1.9m
燃料	無鉛レギュラーガソリン
乗車定員	2名
■ 発電性能	
出力	5.5kVA(50Hz/60Hz、単相100ボルト)
稼働時間(満タン時)	約36時間(1/2負荷時)
発電機燃料	無鉛レギュラーガソリン(車両の燃料タンクと共用)



【移動電源車の外観】

【発電機操作盤】



<活用例>

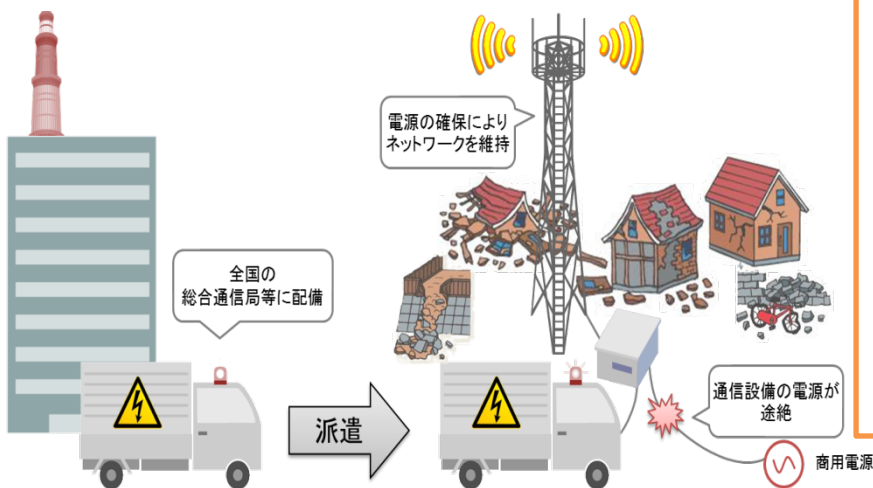
- ・市町村防災行政無線、放送事業者のミニサテライト局、小容量の携帯電話基地局への電源供給

【貸出手続】

- ① 借受申請書を四国総合通信局あて提出。
- ② 貸出が承認された場合、四国総合通信局から貸付承認通知書を送付。
- ③ 借受書と引き換えに移動電源車を引渡し。

※貸出期間は、借受けされる方の希望によりますが、概ね1~2ヶ月を目安とします。

※地方公共団体に対しては無償で貸出を行いますが、ガソリン代等車両の運用に係る費用は自己負担となります。



8-2 当局の防災対策のPR②: 移動通信機器の貸出について

四国総合通信局では、災害発生時に通信手段を確保することにより、災害対策活動の迅速かつ円滑な遂行に資するため、貸出用の移動通信機器を備蓄しています。災害が発生した場合には、現地対策本部等から四国総合通信局へ要請していただければ無償で貸出に応じます。(申込みが多数あった場合は調整させていただくこともあります。)

【四国総合通信局管内の備蓄数】

衛星携帯電話		【3台(100台)】		【1台(50台)】
		【3台(100台)】		【3台(50台)】
	MCA無線 5台 (280台)			
	簡易無線 10台 (1,500台)			

【貸出手続】(緊急の場合は、書類のやり取りを後回しにすることが可能。)

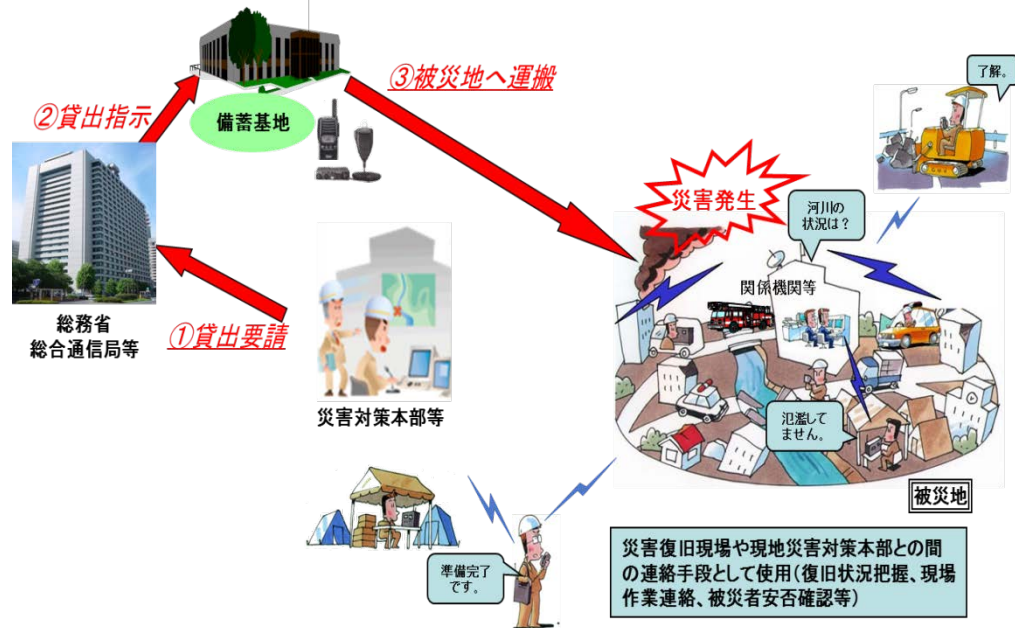
- ① 四国総合通信局へ機器の貸出を受けたい旨を申し出。
- ② 借受申請書を四国総合通信局に提出。
- ③ 貸出が承認された場合、四国総合通信局から貸付承認通知書及び無線局運用証明書を交付。
- ④ 総務省の契約業者が指定された場所に機器を搬入。
- ⑤ 借受書を契約業者経由で四国総合通信局に送付。

※ 貸出先は、災害対策本部を設置した地方公共団体です。

※ 貸出期間は、原則半年以内です。

※ 機器搬送料、通話に係る費用も含め無償で貸出を行います。

※ 四国管内の機器備蓄場所は香川県高松市です。



※ ()内は、平成26年4月1日における全国の総備蓄数。

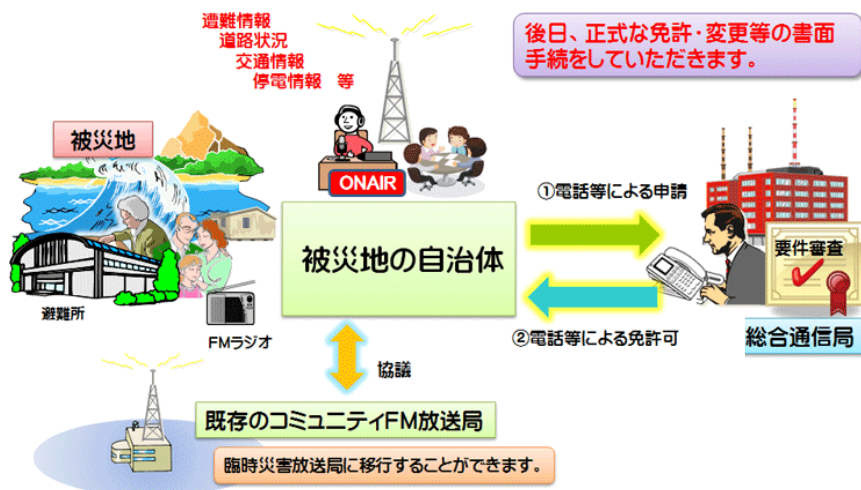
※ 四国管内の備蓄数だけで足りない場合は、全国の備蓄機器を融通します。

貸出の申込窓口: 無線通信部 陸上課 089-936-5066

8-3 当局の防災対策のPR③:非常災害時における無線局免許等の臨機の措置

○総務省では、災害発生時に通常、書面又は電子申請で行っている無線局免許等の申請受付・処分を、口頭または電話等の迅速な方法で行うこととしています。
これまで、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災など、多数の災害時に適用されています。

臨時災害放送局のイメージ



- 東日本大震災では、
 - ・被災地に29局の臨時災害放送局を免許しました。
 - ・このほか、携帯電話用臨時基地局、消防用無線局、防災行政用無線局など約470件の無線局の免許等を行い、情報伝達手段の迅速な確保に寄与しています。
- 四国管内でも、
 - ・平成23年9月20日の台風15号災害において、愛媛県の一部地域で携帯電話基地局が被害を受け、通信不能となったため、臨時の基地局を免許し、情報通信手段の迅速な確保に寄与しました。

担当窓口:情報通信部 放送課 089-936-5081
無線通信部 陸上課 089-936-5066